

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリメタニル
評価品目の分類	添加物
用途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年4月30日付け厚生労働省発食安0430第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するとともに、食品の規格として食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	ピリメタニルの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月7日府食第565号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年1月18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年3月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成24年11月6日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において規格基準案が了承されたが、その後の平成25年3月15日の食品輸入円滑化推進会議にて使用基準の拡大が要請されたため、使用基準案の見直しを行い、再度薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議を行い、了承された。

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌剤）
評価結果の概要	<p>亜塩素酸水の日摂取許容量を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。 （平成24年7月9日府食第652号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告</p> <p>平成24年10月30日～11月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成25年1月9日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成25年2月1日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>（施策の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格、製造基準及び使用基準を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、一日摂取許容量が亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と評価されたため、対象食品を精米等に限定するとともに個々の対象食品について最大使用濃度を設定した。また、「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない」と設定した。</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	trans-2-ペンテナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年10月29日付け厚生労働省発食安1029第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	trans-2-ペンテナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年12月1日府食第945号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年6月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年5月29日～6月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年9月25日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年11月2日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 23期下)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サッカリンナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月24日付け厚生労働省発食安1124第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の改正（甘味料）
評価結果の概要	<p>サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループの一日摂取許容量をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>また、本委員会として、サッカリン類に含まれるとされる不純物についても評価を行い、それらがサッカリン類の不純物として摂取される限りにおいては、安全性に懸念がないことも確認した。</p> <p>(平成23年12月15日府食第980号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成24年2月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成24年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 3 期下)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン
評価品目の分類	添加物
用途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月4日付け厚生労働省発食安1004第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量を0.18mg/kg体重/日と設定する。 (平成24年3月15日府食第276号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年5月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告 平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年10月30日～11月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年1月9日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年3月12日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、一日摂取許容量を0.18mg/kg体重/日と評価されたため、対象食品をかんきつ類（みかんを除く。）に限るとともに、最大残存量を設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 3 期下)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸一水素マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化剤、pH調整剤及びイーストフード
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月28日付け厚生労働省発食安0328004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（栄養強化剤、pH調整剤及びイーストフード）
評価結果の概要	<p>リン酸一水素マグネシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、我が国において添加物「リン酸一水素マグネシウム」の使用が認められた場合の推定摂取量は1.58 g/人/日（マグネシウムとして213.9 mg/人/日、リンとして270.4 mg/人/日）となる。マグネシウムは、通常の食品以外からの摂取量について耐容上限量が定められており、本品目の摂取により耐容上限量を超えることがないよう留意する必要がある。</p> <p>（平成24年3月22日府食第293号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成24年3月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成24年6月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成24年5月29日～6月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成24年9月25日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成24年11月2日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>（施策の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「一日摂取許容量を特定する必要はない」と評価されたため、特段使用基準を設定しなかった。</p> <p>なお、食品健康影響評価において、「マグネシウムの摂取の耐容上限量を超えないこと」が留意点として挙げられているため、事業者に対して、「小児の通常の食品以外からの摂取量の耐容上限量は5mg/kg体重/日とされていることも踏まえ、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものと</p>

	すること」について周知を行った。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続23期下)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料及び溶剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	規格基準の改正（溶剤）
評価結果の概要	イソプロパノールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、 一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成24年3月29日府食第311号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会開催準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	規格基準に関して検討中のため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 3 期下)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	trans-2-メチル-2-ブテナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月4日付け厚生労働省発食安0104第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	trans-2-メチル-2-ブテナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年4月21日府食第325号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない」と評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月10日付け厚生労働省発食安0210第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年5月12日府食第397号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない」と評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サッカリンカルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安0522005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（甘味料）
評価結果の概要	<p>サッカリンカルシウム、サッカリン及びサッカリンナトリウムのグループの一日摂取許容量をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>また、本委員会として、サッカリン類に含まれるとされる不純物についても評価を行い、それらがサッカリン類の不純物として摂取される限りにおいては、安全性に懸念がないことも確認した。</p> <p>(平成23年8月25日府食第692号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成24年2月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成24年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、一日摂取許容量が3.8mg/kg体重/日と評価されたため、対象食品をアイスクリーム類等に限定するとともに、個々の対象食品について最大使用濃度を設定した。</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	・サッカリンカルシウムの新規指定においては、その使用基準に、サッカリンカルシウムとサッカリンナトリウムを併用する場合の残存量の和の上限を規定している。サッカリンナト

リウムについても、同様にサッカリンカルシウムとサッカリンナトリウムを併用する場合の上限を規定するため、サッカリンナトリウムの使用基準の改正について、厚生労働省発食安1124第1号により食品健康影響評価を依頼したところ、平成23年12月15日付け府食第980号により、評価結果が通知されている。

・フラワーペースト類を菓子の製造又は加工の過程で使用する場合、サッカリンカルシウムを菓子里に使用するものとみなす旨の使用基準を設定することについて、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する否かを平成24年2月20日付け厚生労働省発食安0220第1号により照会したところ、平成24年2月23日付け府食第192号により、食品健康影響評価を行うことが明らかに不要である場合に該当する旨の回答があった。

(継続 2 3 上)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	C	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチル-6-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月6日付け厚生労働省発食安1206第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチル-6-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年3月31日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない」と評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 2 下)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	C	C	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリメチルアミン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月26日付厚生労働省発食安1126第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	トリメチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成22年7月29日府食第588号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成24年3月28日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年11月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年12月28日付食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない」と評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期	F	F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
G	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤（殺菌剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号 平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	・添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価（平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号） ・添加物として規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価（平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第4号）
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌剤）
評価結果の概要	亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年6月19日府食第677号、平成24年7月9日府食第652号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月11日、11月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年3月30日 食品安全委員会に製造基準を規定することについて評価を依頼 平成24年7月9日 食品安全委員会より評価結果が通知 平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告 平成24年10月22日～11月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年1月9日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格、製造基準及び使用基準を設定。

	<p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、一日摂取許容量が亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と評価されたため、対象食品を精米等に限るとともに個々の対象食品について最大使用濃度を設定した。また、「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。」と設定した。</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	<p>「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められていた。これを受けて、亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならないとする旨の製造基準を設定することについて、食安0330第4号で評価を依頼したところ、平成24年7月9日付け府食第652号により、評価結果が通知されている。</p>

(継続20上)